

【土地区画整理セミナー新規科目の開催のお知らせ】

今後の市街地整備手法は、『市街地整備 2.0』で示されたように、スピーディで柔軟な機能更新型市街地整備手法の連鎖的展開が必要とされています。区画整理手法についても既成概念にとらわれない、小規模、短期間、民間主導等の「柔らかい区画整理」の活用が期待されるところであり、地方公共団体と民間事業者（個人・組合施行者）が適切に連携し、事業認可、事業実施へ進めていくことが今まで以上に重要となるものと考えられます。

一方、地方公共団体においては、公共施行区画整理の地区数減少などにより、土地区画整理事業の実務経験の少ない職員が個人施行や組合施行の民間事業者等からの相談や協議への対応、認可庁としての事業認可に向けての調整・指導を担当することが増加し、対応に苦慮することも少なくないと思われます。

このため、当協会では、認可庁等の職員の技術力向上をねらいとする下記の新規科目の開催を予定しておりますのでお知らせいたします。新規科目では、「柔らかい区画整理」の事業に関して躊躇しやすい事項等について解説するとともに、地方公共団体と民間事業者との協議・調整や事業認可のポイントなどを事例も交えて紹介する予定です。詳細につきましては後日改めてご案内いたします。

記

**（新規科目）「個人施行・組合施行事業による機動的まちづくり」
—個人・組合事業者と地方公共団体の連携による事業の進め方—**

【講師・講義内容（予定）】

- ① 国土交通省市街地整備課職員
 - 技術力継承についての課題認識
 - 既成市街地の再編整備と個人施行・組合施行事業の活用について
（『市街地整備 2.0』や各種ガイドライン等の紹介、「柔らかい区画整理」施行要件の考え方など）
- ② 地方公共団体（認可庁）職員
 - 個人・組合施行事業等との協議・指導、事業認可について
（協議・指導、事業認可にあたってのポイント、事業化に向けた支援方策など）
- ③ 地方公共団体（政令都市等）職員
 - 小規模で柔らかい土地区画整理事業を活用した都市機能更新等の事例紹介
（事業計画の工夫点、各種協議における課題など）
- ④ 街づくり区画整理協会相談室専門参与
 - 認可庁等からの民間事業者の指導に関する相談事例の紹介
※ 講義時間は4～5時間の予定

【開催時期】

令和5年10月予定